

# 公立大学法人公立諏訪東京理科大学利益相反マネジメント実施要綱

## 1. 趣旨

公立大学法人公立諏訪東京理科大学利益相反ポリシーに基づき、公立大学法人公立諏訪東京理科大学が設置する公立諏訪東京理科大学における利益相反マネジメントに関する事項について定め、以って、利益相反及び責務相反に関する取り扱い方法等の確立及び各大学における円滑な産学官連携活動に資することを目的とする。

## 2. 利益相反マネジメントの体制

法人に本学の利益相反に関する審議機関として利益相反委員会を設置し、利益相反に係る業務、マネジメント及びその業務計画に関する事項等の審議を行うこととし、その事務は総務課が行う。

なお、公平性・透明性の観点から利益相反委員会の業務に関する評価等を行うため、監査室が監査を行う。

## 3. 利益相反マネジメントの対象となる事象

- (1) 法人の職以外の職を兼ねる場合（ただし、法人の許可を受けているものは除く）  
〔例：A社から研究成果の事業化のために取締役への就任依頼があり、就任する場合〕
- (2) 職員等が自らの研究成果等を本学以外の第三者に使用させる場合  
〔例：研究の中で生み出された研究成果を、懇意にしているB社へ使用させる場合 など〕
- (3) 職員等が共同研究及び受託研究を行う場合
- (4) 外部研究者等の受け入れを行う場合
- (5) 外部から寄附金、設備、物品の供与を受ける場合  
〔例：共同研究を行っているC社から、研究室にクーラーを無償で設置してもらう など〕
- (6) 1～5の相手方から、職員等が物品を購入する場合。  
〔例：研究活動に用いる機器を購入する際、研究を委託しているC社から購入する など〕
- (7) その他、外部から何らかの便益を供与される場合。  
〔例：コンサルティング先企業であるD社（公開企業）から、出資の要請があり、〕

出資する場合 など

#### 4. 利益相反マネジメントの基準

産学官連携活動を行う上で生じた利益相反を利益相反マネジメントの対象とするか否かを判断するための基準は、次の事象について Appearance の観点から判定する。

1. 本学の職務及び利益に対して、職員等個人の利益を優先させていると見られること (※)
2. 職員等の産学官連携活動によって教育・研究面での支障が生じていると見られること (※)

※Appearance・・・社会一般の目から見て、大学における責任が果たされていないかのように見えてしまうこと

#### 5. 利益相反マネジメントの対象者

- (1) 公立大学法人公立諏訪東京理科大学定款第 8 条に規定する役員
- (2) 公立大学法人公立諏訪東京理科大学業務規程第 3 条に規定する学長
- (3) 公立大学法人公立諏訪東京理科大学業務規程第 4 条に規定する副学長
- (4) 公立大学法人公立諏訪東京理科大学業務規程第 5 条第 1 項及び第 2 項に規定する職員

#### 6. 利益相反マネジメントの実施方法

##### (1) 自己申告書の提出

自己申告書の提出は職員等の負担を軽減するため、アンケート形式の 1 次申告を職員等を実施し、該当する事項のある職員等を対象に 2 次申告を実施する 2 段階方式で自己申告書の提出を行う。

※当面の間、専任教職員のみ対象とする。

##### (2) モニタリング

提出された自己申告書に基づき、モニタリングを行い、重要な事項については利益相反委員会に報告する。

なお、利益相反委員会の委員長は、自己申告書等以外の内容について調査を命ずることができる。

##### (3) 利益相反委員会での審査等

主に教職員等から提出された自己申告書及び調査に基づき、審査を行うほか、外部等からの問い合わせ事案について検討する。

##### (4) 当該職員等への審査結果の通知

自己申告書及び調査に基づき、審査対象となった事案に係る審査結果につい

て、当該職員等及び学長等へ通知を行う。

- ①役員                   : 理事長
- ②教育職員             : 学長及び学部長等へ審査結果を通知
- ③それ以外の職員: 事務部長及び所属長

(5) 異議申し立て

審査結果の通知を受けた当該職員等は、審査結果について利益相反委員会の委員長に対し、書面にて異議申し立てを行うことができる。異議申し立てを受けた利益相反委員会の委員長は利益相反委員会にて再審査を行うこととし、必要に応じて、利益相反委員会の委員長は当該職員等から聴聞を行うことができることとする。

(6) 理事長への報告

利益相反委員会の審査結果等については、利益相反委員会の委員長より、適宜、理事長へ報告することとする。

(7) 外部等からの問い合わせ等の対応

外部等からの問い合わせ等が生じた場合は法人が受けて、理事長が利益相反委員会の委員長に調査を命じる。利益相反委員会の委員長は、調査結果を理事長に報告することとし、外部への対応については法人が行うこととする。

※原則として、年1回、監査室による利益相反委員会に関する業務の評価等を行う。

## 7. 利益相反に関する相談窓口

利益相反に関する相談の受付窓口は、事務部総務課とする。

## 8. 利益相反に関する事例の収集等

総務課にて、職員等からの相談内容等を整理し、本学における利益相反に関する事例の収集等を行い、将来的には事例集等の作成を行うものとする。

## 9. 関係部署との連携

利益相反マネジメントについては、必要に応じて、関係部署との連携を行うものとする。

## 10. 利益相反マネジメント実施要綱の改定

本実施要綱は、公立大学法人公立諏訪東京理科大学利益相反ポリシーが改定された場合、その都度、内容を見直すこととする。